

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成 30 年度第 3 回松阪市行財政改革推進委員会	
2. 開 催 日 時	平成 31 年 2 月 6 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 52 分	
3. 開 催 場 所	松阪市役所 5 階 特別会議室	
4. 出席者氏名	委 員	落合 隆（委員長） 慶徳 亘紀 小山 利郎 中畑 裕之 村田 善清
	事務局	加藤 正宏 企画振興部長 中林 穰太 市政改革課長※推進チーム兼任 西口 裕登 市政改革課改革係長 大喜多 秀一 市政改革課改革係員
	推進 チーム	刀根 和宜 経営企画課長 田中 靖 情報企画課長 （中林 穰太 市政改革課長） 村林 由美子 地域づくり連携課長 吉田 茂雄 総務課法務行政係長 近田 雄一 財務課長 松本 健 職員課長 岡本 孝雄 債権回収対策課長 砂子 祐一 ふるさとPR担当参事兼地域ブランド 課長
5. 公開及び非公開	公 開	
6. 傍 聴 者 数	1 名	
7. 担 当	松阪市企画振興部市政改革課 TFL 0598-53-4363 FAX 0598-25-0825 e-mail shisei.div@city.matsusaka.mie.jp	

協議事項・議事録 別紙

## 平成 30 年度 第 3 回松阪市行財政改革推進委員会 議事録

と き：平成 31 年 2 月 6 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 52 分

と ころ：松阪市役所 本庁舎 5 階 特別会議室

出席者：落合 隆（委員長）、慶徳 亘紀（副委員長）、小山 利郎、中畑 裕之、村田 善清

事務局：加藤 正宏 企画振興部長、中林 穰太 市政改革課長、西口 裕登 市政改革課改革係長  
大喜多 秀一 市政改革課改革係員

推進チーム：刀根 和宜 経営企画課長、田中 靖 情報企画課長、（中林 穰太 市政改革課長）、村林  
由美子 地域づくり連携課長、吉田 茂雄 総務課法務行政係長、近田 雄一 財務課長、  
松本 健 職員課長、岡本 孝雄 債権回収対策課長、砂子 祐一 ふるさと P R 担当参事  
兼地域ブランド課長

傍聴者：1 名

事 項：1. 平成 30 年度松阪市行財政改革の取組について（報告）  
2. その他

---

（午後 1 時 30 分開始）

司会）

---

ただ今より、平成 30 年度第 3 回松阪市行財政改革推進委員会を開催させていただきます。

（欠席者の報告）

（資料の確認）

- ・「事項書」
- ・【資料 1】「平成 30 年度 松阪市行財政改革の取組について（報告）」

（本委員会の公開について）

本委員会は、「審議、審査、調査等に係る内容が含まれていない」と判断できることから、松阪市が定める「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針 3 会議の公開の基準」に基づき、公開とさせていただきます。

### 1. 平成 30 年度松阪市行財政改革の取組について（報告）

委員長）

---

それでは、議事を進める。

事項 1 「平成 30 年度松阪市行財政改革の取組について（報告）」に関して、事務局より説明  
いただく。

※資料 1 「平成 30 年度 松阪市行財政改革の取組について（報告）」に基づき、以下の順で担当課長から報告。

### 基本方針 I .持続可能な市政運営の推進

#### ①事務・事業の見直し

1. 実施計画策定および予算編成時におけるヒアリングの実施 評価：概ね達成
2. 『部局長の「政策宣言」』の活用による改善の促進 評価：達成
3. 『総合計画』を中心とした新しい行政評価システムの構築 評価：概ね達成
4. 「統一的な基準による地方公会計」の活用による事務・事業の見直し 評価：概ね達成

#### ②公共施設マネジメント

1. 中長期的視点によるマネジメントの推進 評価：概ね達成
2. 優先順位（プライオリティ）を重視したマネジメントの取組 評価：概ね達成
3. 情報の共有化 評価：概ね達成
4. 有効活用と予防保全 評価：概ね達成
5. 公民連携手法の推進 評価：概ね達成
6. 財産処分と活用方針の確立 評価：概ね達成
7. 財源の活用と確保対策 評価：概ね達成
8. マネジメントの推進体制 評価：概ね達成

委員長)

ただいま、「基本方針 I .持続可能な市政運営の推進」の「①事務・事業の見直し」及び「②公共施設マネジメント」に関する報告を受けたが、委員より質問等ないか。

副委員長)

この【資料 1】「平成 30 年度 松阪市行財政改革の取組について（報告）」は、本委員会のみ提出する資料か。

市政改革課長)

本委員会に提出し、その後、3 月開催予定の市議会総務企画委員会協議会に提出予定である。

副委員長)

「平成 30 年度評価」が、「達成」、「概ね達成」、「未達成」の 3 段階で構成されており、半数以上が計画どおり実施できれば「概ね達成」となるということであるが、「概ね」というのは、一般的に 7～8 割と考えるが、半数以上というのは評価として甘いのではないかと感じるが。

事務局)

---

評価については、100 点法や 10 点法等、様々ある。今回の報告においては、10 の「改革の視点」の中にそれぞれの取組があり、全部で 41 の取組がある。いくつかの取組を合わせて評価する中で、それぞれの取組のウエイトがそれぞれ異なることから、「ある程度のまとまりとして評価をする」ということを考えた。また、取組が「できたか否か」を直感的にわかりやすくお伝えすることを検討し、3 段階とした。

「概ね」が、「半数以上では評価として甘い」ということについては、ご意見いただいた内容を検討していきたい。

副委員長)

---

「平成 31 年度に向けた課題・改善点等」について、「課題・改善点」だけでなく、今後の「方向性」や「取組方針」についての記載も多いことから、表現を「平成 31 年度に向けた取組方針及び課題等」等と変更したほうがよいのではないかと。

事務局)

---

ご意見をふまえ、表現を検討する。

委員)

---

P9 の「公共施設マネジメント」における「長寿命化」の取組は具体的にどのようなものであるか。

市政改革課長)

---

「建築基準法第 12 条」に基づき、建築物等の点検を行い、損傷、劣化等を調査し、老朽化の状況等を把握し、老朽化の状況によって早期に修繕するとか、廃止等の判断を行う。

まず、幼稚園、小学校、中学校から点検を行っていく予定としている。

委員長)

---

平成 30 年度評価において、「概ね達成」が「半数以上が計画どおりできている」ということは、少なくとも「未達成な取組」があるということである。このことについては、「平成 31 年度に向けた課題」として記載しておくべきであるとする。

副委員長)

---

取組の中身が漠然としている。「半数以上が計画どおり実施できている」ということは、「何ができて、何ができなかったか。」が分かりやすく記されているとよい。

市政改革課長)

---

指摘をふまえ、内容を精査する。

委員)

---

P8の「市営住宅のあり方市民討議会」から4年が経過するが、「松阪市営住宅あり方検討委員会」の進捗はどうか。

市政改革課長)

---

市営住宅については、平成30年度、旧営林署住宅の除却を行った。

旧営林署住宅は昭和30年代に建築され、昭和53年11月5日に旧飯高町が取得した施設であり、平成29年に入居者が退去したことから、平成30年度に除却を行った。

委員)

---

旧営林署住宅は、入居者がなくなったことで除却を行ったのであり、当然の結果であると考えますが、市営住宅については、老朽化にともなって修繕等の費用がかかることから、「市営住宅のあり方市民討議会」において、「老朽化に対して税金を費やすかどうか」ということを協議した。

例えば修繕に費やす税金を減らす方法として、「30年居住した場合、所有権を譲渡する」という自治体があるが、今後の市営住宅の方向性について具体的な検討は進んでいるか。

市政改革課長)

---

市営住宅については、指定管理者制度の導入を検討している。平成27年度～平成28年度に開催した「松阪市営住宅あり方検討委員会」において、「コスト削減やサービス向上が期待される民間事業者を活用した指定管理者制度の導入が適切である」との意見をいただいていることから、平成29年度からの導入の可否について検討を行ってきた。

平成30年度中に導入の適否の判断を行うよう作業を進めてきたが、「家賃算定に用いる利便性係数の見直し業務」を優先したことから、導入の可否を判断するまでには至っていない。

企画振興部長)

---

「老朽化した施設をどのようにしていくか」という計画はないか」という質問であると解するが、市営住宅にもいろいろな構造のものがある。例えば、中層4階については基本的には残していく方向性である。平屋建ての老朽化している住宅については、すでに入居募集を停止し、現在の入居者が全てなくなった段階で、将来的には取り壊していく方向性であることに加え、民間のアパートを借り上げて住み替えを促進する等している。先ほど述べた指定管理者制度の導入に加えて、個々の住宅の状況に応じた取組をしている。

委員)

前回、市の窓口の対応について無駄な手順が多いと述べたが、1/31 に市役所の税務の窓口を伺った際には非常に気持ちのいい対応をしていただいた。感謝申し上げたい。

③自主財源の確保と徴収強化

1. 企業誘致・連携、「ふるさと応援寄附金」等の促進 評価：達成
2. 再生可能エネルギーの活用による新電力事業の実施 評価：達成
3. 有料広告事業・ネーミングライツ事業の拡大 評価：概ね達成
4. 公有財産の売却、貸付等の促進 評価：概ね達成
5. 市税および税外債権の徴収強化 評価：概ね達成

④受益者負担の検証

1. 施設使用料の見直しに向けた検証等の実施 評価：概ね達成
2. 施設使用料にかかる減額・免除制度の取り扱いの整理 評価：概ね達成
3. 手数料の検証 評価：概ね達成

委員長)

ただいま、「基本方針Ⅰ.持続可能な市政運営の推進」の「③自主財源の確保と徴収強化」及び「④受益者負担の検証」に関する報告を受けたが、委員より質問等ないか。

委員)

P13 の「ふるさと応援寄附金」については、6 億 3,000 万円の寄附があったということであるが、一方で、松阪市民が他市町村に寄附をした額というのは、どの程度か。

ふるさと P R 担当参事兼地域ブランド課長)

平成 30 年の松阪市民の他市町村等への寄附金額については、平成 31 年 6 月頃に確定する。参考として、平成 29 年の寄附金額についてお伝えする。松阪市への「ふるさと応援寄附金」については、2 億 6,970 万 4,100 円であり、松阪市民が他市町村等へ寄附したことにより受けた控除額は、1 億 1,650 万 4,000 円、その差額は約 1 億 5,300 万円である。

委員)

「松阪市に入ってくる額」と、「松阪市から出ていく額」の差がプラスになったのは、松阪市としてはありがたいことである。

市の予算のうち、民生費の占める割合が大きく、今後さらに増えていくことが予想される。「ふるさと応援寄附金」が今後もっと増えてくるとありがたい。

委員)

---

P13 の「企業連携・誘致」に関して、400 社・関係機関への訪問というのは、市外や県外の企業等への訪問実績か。また、「連携活動」とはどのようなものか。

市政改革課長)

---

平成 30 年 12 月末現在で 400 社・団体を訪問している。平成 31 年 1 月 17 日現在では、421 社・団体であり、内訳として、市内 233 社・団体、市外県内 48 社・団体、県外 140 社・団体を訪問した。

県外への訪問については、首都圏 71 社・団体、関西圏 29 社・団体、中京圏 35 社・団体、その他である。その中で県等の関係機関への訪問を行い、「連携」を図っている。

副委員長)

---

P13 の「地域経済分析システム(RESAS:リーサス)を活用した政策立案ワークショップ」とは、どのような内容等で、どのような成果があったか？

市政改革課長)

---

本日資料がないため、確認し後日回答する。

副委員長)

---

P14 の「再生可能エネルギー」の事業は、新会社が設立され、「大成功」というイメージであるが、その認識でよいか。

市政改革課長)

---

公共施設の電気代の削減が実現できていることに加え、松阪新電力株式会社が事業収益を生み出し、100 万円の寄附をいただいた。この事業は「成功」であると捉えている。

副委員長)

---

P14 の「松阪新電力株式会社の電力供給」は、公共施設を対象としているのか。

市政改革課長)

---

そのとおりである。公共施設を対象としている。

委員)

---

P14 の「松阪新電力株式会社」によって、どの程度の額が削減できたのか。

また、設備の更新等のリスクについてはどのように捉えているか。

市政改革課長)

---

平成 30 年度については、市の 243 施設で全体の 5 割程度に電力を供給しており、年間電気料金を約 1 千万円削減できた。これは、基本使用料ベースで 6～8%の削減である。

企画振興部長)

---

松阪新電力株式会社については、企業であるので、将来的なリスクに備えつつ、今後の安定的な運営に向け、手元資金を確保しておく必要がある。今回の市への 100 万円の寄附についても、リスクに備え、手元資金を確保したうえで寄附していただいたものである。

委員)

---

P14 の「地域の元気応援事業」とは何か。平成 31 年 2 月 2 日に「元気応援事業公開プレゼンテーション審査会」開催されたが、その事業ということによいか。

市政改革課長)

---

そのとおりである。「地域の元気応援事業」とは、住民協議会や NPO 等の市民活動団体による地域の特性を生かした魅力ある活動を応援する事業であり、コンペ式でアイデアを募集し、優れた事業提案に対して活動資金を交付することで地域の住民活動を推進していく事業であることから、これを拡充することで、「地域の活性化につながるもの」と考える。

委員)

---

P14 の「松阪新電力株式会社からの寄附金」について、以前に環境部局に要望し、「難しい」という回答があったものであるが、今年度は、台風による倒木が多く、対応をボランティアで実施した部分もある。このボランティアもいつまで続くかわからない、「松阪新電力株式会社からの寄附金」を台風による倒木の撤去等、環境整備に充てることはできないか。

事務局)

---

本日資料がないため、確認し、後日回答する。

副委員長)

---

P17 の「利便性等に基づく市営住宅使用料見直し」について、(私は)「松阪市営住宅あり方検討委員会」での市営住宅の利便性係数設定等に参画しているが、利便性係数による家賃の変更についての住民説明会に、「23%の住民しか参加していない」ということであるが、今後スムーズに進めていけるのか。今後どのように周知していくか。

事務局)

---

全入居者に対し、周知用チラシを配付していく必要があることは確認しているが、その他の取



組等については確認し、後日回答する。

## 基本方針Ⅱ. 公民連携と開かれた市政運営の推進

### ①民間活力の導入

1. 体制の整備と「(仮) 民間委託等に関するガイドライン」の策定 評価：達成
2. 指定管理者制度をはじめとする「民間活力の導入」促進 評価：概ね達成
3. 「松阪市ジョイントパートナー制度」(民間提案制度)の活用促進 評価：概ね達成

### ②市民参画・協働の推進

1. 市民主体のまちづくり 評価：達成
2. 住民協議会のあり方の整理と支援の継続 評価：概ね達成
3. 多様な組織との連携・協働 評価：概ね達成

### ③ICT を活用した情報化の推進

1. 社会保障・税番号制度の推進 評価：達成
2. オープンデータ・インデックス(仮称)の構築 評価：概ね達成
3. ペーパレス化の推進 評価：概ね達成
4. 印刷機器の統合 評価：概ね達成
5. 庁内ネットワーク及び基幹系システムの更新 評価：達成
6. 「情報システム調達ガイドライン」の策定 評価：達成
7. 「情報システム部門における業務継続計画 (ICT-BCP)」の策定 評価：達成

委員長)

ただいま、「基本方針Ⅱ. 公民連携と開かれた市政運営の推進」に関する報告を受けたが、委員より質問等ないか。

委員)

P26の「社会保障・税番号システムの改修により、利便性を向上させます。」における、「社会保障・税番号システムの改修」とは具体的にどのような改修を考えているか。

情報企画課長)

マイナンバーカードを利用した自治体間の情報連携を進めている。例えば、これまでは転入前の自治体との情報連携については、紙で照会していたが、データでやり取りができる。この対象となる情報の範囲が年々拡大されてきており、このことに対応していくための改修である。

委員)

P26の「利便性を向上させます。」というのは、「マイナンバーカードを持っている人の利便性

向上」ということか。

情報企画課長)

マイナンバーカードを活用したワンストップサービス等について、それぞれの部署と協議し、利用者の利便性を向上させていきたい。

委員)

「預金等にマイナンバーカードを使用する」というようなことを聞いたことがあるが、そのような取組は進められているのか。

情報企画課長)

金融機関で義務化されれば対応が必要となる。それ以外にも、マイナンバーを利用することによる利便性向上を図る。コンビニでの証明書交付もそのひとつであり、他のことについても検討していきたい。

委員)

まずは、マイナンバーカードの交付率を上げていくことが重要であると考えている。以前にしていたように、地区市民センターでの申請ができるとありがたい。再度地区市民センターでの申請受付をしてもらいたい。

情報企画課長)

どのようにすればマイナンバーカードの交付率を上げられるかを考えている。

地道な努力によって、現在は県 1 位の交付率となっている。引き続き交付率を高めるための取組を進めていく。

委員長)

P26 の「ICT」について、サイバー攻撃や情報漏えい等の問題があるが、危機管理として、どのようなことをしているか。

情報企画課長)

まず、住民情報等の個人情報を取り扱うシステムは、庁外のインターネットとは一切つながらないようにしている。これは、標的型メールによって、年金機構から情報が漏えいした事例によって、「インターネットから分離する」旨の通知があり、実施している。

また、人的ミスによる情報漏えい対策等として、毎年研修会を実施し、リスクの極小化を図っている。

### 基本方針Ⅲ. 合理的で質の高い市政運営の推進

#### ①ワーク・ライフ・マネジメント

1. ワークマネジメント 評価：概ね達成
2. ライフマネジメント 評価：概ね達成
3. トップ主導の意識・風土改革 評価：概ね達成

#### ②機能的な行政組織

1. 窓口機能のあり方の研究 評価：達成
2. 行政窓口の最適配置の検討 評価：達成
3. 合理的に機能する組織体系の構築 評価：達成

#### ③「職員力」の強化

1. 内的職員力の強化 評価：概ね達成
2. 外的職員力の強化 評価：概ね達成

委員長)

ただいま、「基本方針Ⅲ. 合理的で質の高い市政運営の推進」に関する報告を受けたが、委員より質問等ないか。

委員)

P31の「ワークマネジメント」について、有給休暇や、時間外勤務の枠を作っているか。

また、仕事を細分化して見える化し、多能工化や権限の移譲等を行う等、業務改善をしていく必要があると考える。仕組みとして仕事の分散等をしていく必要がある。また、これからは短時間労働者の活用についても検討していくべきである。このようなことを考えながら業務効率の改善等をしていく必要があると考える。例えば、「同じ報告書やデータを何度も作成する」等の作業を減らしていくことが必要である。

職員課長)

仕事の効率化、分散化等について、人事評価制度における目標設定において、効率的・効果的に仕事を進められるよう目標を設定するよう指導している。

委員)

人事評価を、個人や各課に任せるだけでなく、「あなたの課で〇〇が起きていないか。」「〇〇のような仕事の進め方はできないか。」と、当局がある程度示していくべきであるとする。

委員)

---

P36 の「平成 29 年度評価を平成 30 年度部長級の勤勉手当への反映」というのは、何段階の評価としているか。

職員課長)

---

S、A、B、C、D の 5 段階としている。

委員)

---

評価によって、どの程度の差をつけているか。

職員課長)

---

部長級職員が、勤勉手当の 0.06 ヶ月分ずつを抛出し、それを、前年度の評価によって割り振りをしている。

S 評価:37,000 円、A 評価:29,000 円、B 評価:19,000 円、C 評価:9,000 円、D 評価:0 円としている。

委員)

---

早期に係長級以下にも適用されればよいと考える。また、定期昇給についても、4 段階程度の差をつければ職員の働き方が変わると考える。

副委員長)

---

P37 の「職員採用において、内定辞退者が多い」ということについて、市の採用試験は民間企業よりも遅い時期に行っているにも関わらず、なぜ内定辞退者が多いのか。

職員課長)

---

例年、11 月頃に内定通知を送付する。その後に辞退される。

辞退する理由として多いものは、他の自治体などと並行して受験していることや、近年の民間企業の人手不足から、条件の良い民間企業に就職するというようなことである。

副委員長)

---

時期的にいい人材を逃してしまっているのではないかと考える。

続いて、P33 の「希望職員を対象としたイクボス研修会」について、「イクボス」は、各部署に必要と考えることから、「希望職員」を対象とするのではなく、「各部署 1 名」のように出席者を指定しなければ、効果が得られないのではないかと考える。

職員課長)

---

おっしゃることはよく分かる。今回は、希望職員に対する研修としたが、受講者について検討していきたい。

委員長)

---

以上で事項 1「平成 30 年度松阪市行財政改革の取組について(報告)」を終了する。

## 2. その他

委員長)

---

それでは、「事項 2. その他」に入る。事務局・委員より何かあるか。

事務局)

---

すべての議事を終了すると、平成 30 年度松阪市行財政改革推進委員会は本日が最終回となる。次回、平成 31 年度第 1 回委員会については、7 月～8 月頃を予定しているが、委員には、後日改めて日程調整・詳細等についてご連絡申し上げます。

委員長)

---

その他、何かないか。

これにて、本日の議事は終了とする。

事務局)

---

本日の議事録については、公開の対象であるため、事務局でとりまとめた後に各委員宛に送付させていただくのでご確認ください。

以上で、平成 30 年度第 3 回松阪市行財政改革推進委員会を終了とする。

以上  
(午後 3 時 52 分 終了)